

12/16 火

# 納税者への背信行為だ

「軍拡増税」了承

財團法人税制調査会が防衛費増額の申請として復興特別所得税の一  
部を新設し、法人税、たゞ「税込  
増税」を方針を一挙した。ただ改  
議では反対論が相次いたため、増  
税開始時期は「〇」四五年以降の適  
切な時期とされられた。

防衛費拡大への懸念が得  
られてござつた況だ。税金の用途  
審議で増税に賛成進むことは結税  
者の複数が多かったからだ。

岸田文雄首相は防衛費の増額万計  
具体を口綴り選すべきだ。

復興特別税は三年、東日本大  
震災の復興を目的とする特別措置  
法に基づいて創設された。所渭の  
税額は「十五年間2・1%上乗せ

するか」として、増収分を復興に活  
用する仕組みだ。

専門税課は、所得税額の1/3分  
を附加税として防衛費の増額行  
用し、課税税額を算算する増税方  
針を了承した。この手法だと当  
西、課税額は変わらないが、負担  
は長期化し、期間延長後の防衛財  
源分は増税である。

東北地方を中心た震災で甚大な  
被害を受けた地域では導入しが根  
底から廢れた。福島第一原発事故  
で帰郷を断念した人々もある。社  
会基盤の回復は道半ばであり、復  
興税の適用は除外だ。

復興特別税の軽用は復興を願う  
纳税者や被災地の人々の思いを踏  
みにじる実績ではないか。  
電子税の軽用は論外だ。現  
行の法人税額は4・4・5%上乗  
せざる付加税方式を採用し、中小  
企業の大半は対象外といつ。

金融機関上場で打撃を受けた  
金融特別税の軽用は復興に苦心した  
法人税増税も類似に苦心した。  
本主義税調査会は、「物価高に富  
くない対応を効果的に取らざる  
べく思ひだる。運命は来年の春  
闇に向かうらうの算上げ要求方針  
を決定、経済界から理解を示す  
意が生詰めていた」。

算上げ方針が生まれたのは時期  
下手のひのを度すよなに、在業会計  
増税を求める面相の露見、正税  
者的心地を一気に冷やして算上げ  
の流れを台無しにしかねない。

年明けには生活必需品を中心  
新たな値上げのピークがいる。算  
上げの見通しボヤけたまま物価  
高の大波が再来すれば、人々の暮  
ふしはひとたまりもない。

税金のあり方について議論を重  
視すれば國無主義の根幹である  
はずだ。この過程を経てた面相  
の決断を許すわけがない。